

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇告 示 保険医の登録

土地改良区の役員の退任

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業の認可

銃猟禁止区域の設定の一部改正

保安林の指定の解除予定

都市計画の変更に係る圖書の縦覧(二件)

◇公 告 家畜商講習会の開催

告 示

鳥取県告示第八百九十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷

口 恒 夫

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
安住 敏雄	鳥医第三、四六七号	昭和六十一年九月十九日
美 甘 克明	鳥医第三、四六八号	"
栗木 悦子	鳥医第三、四六九号	"
新田 辰雄	鳥医第三、四七〇号	"
下山 良二	鳥医第三、四七一号	"

鳥取県告示第八百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

退任した役員の名及び住所

理事 田 村 重 郎 岩美郡岩美町大字馬場九二

昭和六十一年十月二日退任

鳥取県告示第八百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る光徳地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（地域表作改善モデル事業米里地区農業用排水）を昭和六十一年十月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第八百九十七号

昭和五十三年九月鳥取県告示第八百七十七号（銃猟禁止区域の設定について）の一部を次のように改める。

昭和六十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取銃猟禁止区域の項区域の欄中「同国道を南西に進み、県道田島片原線に至り、同県道を南方に進み、市道西品治行徳線に至り、同市道を更に南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を南東に進み、国道五十三号に至り、同国道を南方に進み、千代川堤防上の歩道（円通寺橋西詰）に至り、同歩道を北西に進み、市道長谷七号線に至り、同市道を北西及び南西に進み、県道長谷鳥取線に至り、同県道を北方に進み、国道九号に至り、同国道を西方に進み」を「同国道を南西及び西方に進み」に改める。
鳥取銃猟禁止区域の項面積の欄中「三、四〇六ヘクタール」を「二、六八四ヘクタール」に改める。

鳥取県告示第八百九十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字木戸坂四三六の六、四三七の五、四三七の六
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、東伯郡都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 都市計画の種類及び名称

東伯郡都市計画道路三・三・二号逢東下伊勢線、三・四・一号保浦安線

及び三・四・三号徳万逢東線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 三・三・二号逢東下伊勢線

変更する部分

東伯郡東伯町大字逢東字鈴野、字道丸欠及び字東丸欠並びに大字下

伊勢字於曾婆及び字土手下

削除する部分

東伯郡東伯町大字下伊勢字門畑

2 三・四・一号保浦安線

追加する部分

東伯郡東伯町大字徳万字龍庵及び字大久保田

変更する部分

東伯郡東伯町大字徳万字盲女垣、字鳥見、字オノ木及び字下込堂

3 三・四・三号徳万逢東線

変更する部分

東伯郡東伯町大字逢東字道丸欠

削除する部分

東伯郡東伯町大字逢東字東道丸欠

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年十月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

追加する部分

倉吉市鴨河内字天神谷並びに耳字湯瀬平う、字東下川原、字廣見河原、字松木河原、字柳河原、字横道及び字大地木

変更する部分

倉吉市鴨河内字天神河原並びに耳字上ミ田及び字鳥ノ子

削除する部分

倉吉市鴨河内字上向河原及び字東上河原並びに耳字北下河原、字西下河原及び字上河原

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

公 告

都市計画法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習

会を次のとおり開催する。

昭和61年10月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

1 開催日時

昭和61年11月18日(火)及び同月19日(水) 8時30分から17時まで

2 開催場所

倉吉市東瀬城町 2 鳥取県中部総合事務所第7会議室

3 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 4時間

家畜の品種及び特徴 4時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講申込方法

所定の家畜商講習会受講申込書に、講習会受講手数料として2,900円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの)をはり付け、昭和61年11月11日(火)までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。